建設業許可 必要書類チェックリスト 法人用

福岡県知事許可・一般建設業・新規申請
2026年11月 みまもり行政書士事務所 作成

集めた書類に✓を入れて使ってください。申請者の状況（経営経験・資格・実務経験など）によって、必要な書類は増えたり減ったりします。

1. 役所・金融機関で取る書類

	書類	取る場所	注意
☐	**商業登記の全部事項証明書（登記簿謄本）**	法務局	発行から3か月以内のもの
☐	**登記されていないことの証明書**	福岡法務局（本局）	役員全員と支店長など（令第3条の使用人）の分。3か月以内
☐	**身分証明書**	本籍地の市区町村	役員全員と支店長などの分。3か月以内
☐	**法人事業税の納税証明書**	県税事務所	「未納がないこと」の証明書は不可。決算前の新設法人は、県税事務所に出した法人設立届の控え
☐	**500万円以上の残高証明書（または融資証明書）**	取引のある金融機関	直前の決算で自己資本が500万円未満のときに必要。申請日前30日以内の日の残高

2. 手元で用意する書類

	書類	内容
☐	**定款の写し**	最新の内容のもの
☐	**直前の決算書（貸借対照表・損益計算書など）**	県の様式（財務諸表）に組み替えて出します
☐	**経営経験を確かめる資料**	経験した期間の確定申告書の写し（法人税・消費税／個人事業主だった期間は所得税）と、工事の契約書・注文書・請求書の写し（1年に1件以上）
☐	**常勤役員等・営業所技術者の常勤を確かめる資料**	健康保険・厚生年金保険の標準報酬決定通知書、住民税の特別徴収税額決定通知書（徴収義務者用）など
☐	**営業所技術者の資格・経験を確かめる資料**	資格者証の写し（原本を提示）／卒業証明書／実務経験の工事の契約書など（1年に1件以上）と、その会社にいたことが分かる書類（年金記録など）
☐	**社会保険の加入を確かめる資料**	健康保険・厚生年金：保険料の領収証書や納入告知額・領収済額通知書など／雇用保険：労働保険の申告書（受付印のあるもの）など
☐	**営業所の写真**	外観・入口・事務所の中など。県の台紙に貼って出します
☐	**株主の名前・住所・持株数**	株主（出資者）調書を作るのに使います

3. 県の様式で作る書類 （当事務所にご依頼の場合は、当事務所で作成します）

- ☐ 建設業許可申請書（第1号）
- ☐ 営業所一覧表（別紙二(1)）
- ☐ 工事経歴書（第2号）
- ☐ 使用人数（第4号）
- ☐ 常勤役員等証明書（第7号）と略歴書
- ☐ 営業所技術者等証明書（第8号）
- ☐ 住所・生年月日等に関する調書（第12号）
- ☐ 財務諸表（第15号～第17号の2）
- ☐ 所属建設業者団体（第20号の2）
- ☐ 役員等の一覧表（別紙一）
- ☐ 営業所技術者等一覧表（別紙四）
- ☐ 直前3年の工事施工金額（第3号）
- ☐ 誓約書（第6号）
- ☐ 健康保険等の加入状況（第7号の3）
- ☐ 実務経験証明書（第9号）※実務経験で申請する場合
- ☐ 株主（出資者）調書（第14号）
- ☐ 営業の沿革（第20号）
- ☐ 主要取引金融機関名（第20号の3）

※ 福岡県「建設業許可申請等の手引き」の許可申請書・確認資料一覧表〔チェックリスト〕【新規】と、常勤性確認資料のお知らせ（令和6年12月）をもとに、当事務所が整理したものです。最新の内容・細かな条件は県の手引きで確認してください。

※ 申請手数料は9万円（福岡県知事許可・新規）。常勤役員等を直接に補佐する者を置く場合（様式第7号の2）や、支店長など（令第3条の使用人）がいる場合は、書類が増えます。

みまもり行政書士事務所（福岡市） 建設業許可の申請代行・書類の作成はお任せください
電話 092-725-2275（8:00～20:00・土日祝も対応） https://doi-gyouseisyoshi.com/